

覚醒剤原料取扱者指定証返納届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 5 において準用する同法第 10 条第 1 項（第 11 条第 2 項）の規定により、覚醒剤原料取扱者の指定証を返納します。

年 月 日

住 所

氏 名

山梨県知事 殿

指 定 証 の 番 号		第	号	指 定 年 月 日	年 月 日
業 務 所	所 在 地				
	名 称				
指定証返納の事由及び その事由の発生年月日					

(備考)

- 1 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。